|」は、湾岸戦争終了直自衛隊の初の海外「派

戦争法の具体化 2021年4月の日米

Ⅱ月の佐藤・ニクソン共 1969年

同声明以来52年ぶりに

海艇派遣です。その後多 後の1991年4月の掃

釵回にわたり「PKO法

に基づく派遣」や、200 - 年のアメリカでの同時

自衛隊はいま らって水陸機動隊を設置 日本有事」と発言してい 倍元首相は「台湾有事は した。21年12月21日に安 台湾有事」が明記されま 、また米国の後追いで 自衛隊も米海兵隊にな

> が昨年頃から訓練規模が から実施されていました

大規模化し、

米国以外に

海外で戦争する軍隊、へひた走る

を愛する市民の強い反対

憲法9条とそれ

武力行使は禁止され

かなされました。しかし を支援するための

派遣等 多発テロ事件後に「特別

恒置法」に基づいて米軍

を進めています。 南西諸島(鹿児島県の

第2次安倍政権下の2

安倍政権下で

那国島等)では、米空母艦 県の宮古島、 奄美大島、馬毛島、沖縄 石垣島、

載機離発着訓練基地、 サイル基地、 かれるなど、 弾薬庫が置 中国を意識

を強行したのです。

戦争法は「存立危機事

月、安保関連法(戦争法 た。そして、2015年9 日衛権行使を容認しまし の解釈変更だけで集団的 014年7月1日、憲法

した軍事拠点化が進めら ています。 沖縄本島・

よる緊急連載「いま、なぜ?改憲論議」を始めます。 **| 西諸島が再び戦場にな**

調練 は 12 米 12 米 12 海兵隊

たのです。戦争法により、

になりました。 「海外で戦争でき 守の後方支援を可能にし

除平和共同対処法事態」

としています)。また、「国 木国は「先制攻撃」を当然

~「重要影響事態」と称し

く、世界中どこでも、米軍

に場合が前提です(但し、 めくまで武力攻撃を受け 行使を認めていますが、 憲章51条は集団的自衛権 可能になりました。 国連 の起こす戦争への参加が 権の行使を容認し、米国 **悲」において集団的自衛**

昨年の総選挙で自民党、公明党、日本維新の会な

どの改憲勢力が3分の2以上の議席を確保したことを受け、改憲の動きが急速に強まっています。岸田政権は改憲と一体に、「敵基地攻撃能力」の保有検討

や大軍拡を進めています。今号から京都憲法会議に

る危険性が増大している また、 21年9月から1

関部隊のほぼ全体を動員

と北海道で実施されまし 初の日米共同訓練が東北 (EABO)」を踏まえた する戦後最大規模の軍事 日米共同訓練は以前 「遠征前進基地作戦 同年12月には米

ようになりました。 日米豪印(クワッド)やN ATO加盟国も参加する さらに重大なのが、軍

比1%を遂に突破しまし 兆1744億円でGDP の補正予算を加えるとの 計上しています。21年度 3687億円の軍事費を 22年度予算案として5兆 去最大を記録しています 事予算の増大で、 自民党はさらに大幅 毎年過

要求していました。 もトランプ前大統領はN ATOや日本など同盟国 に対してGDP比2%を 敵基地攻撃論」・改憲論 の流れの最先端には、 「戦争する国

回以降に解説します。

陸自ホ

ジより

(岩佐英夫弁護士)

宇宙作戦部隊を設置する

など、部隊の増強・強化

こうした動きの背後に 常に米国の圧力が存

な増額を狙っています。

ミテージ報告」シ「日米ガ 在します。一連の「アー

→日米首脳会談の流れを

イドライン<u>|</u>→「2+2

う。軍事費増大について 検討すれば明らかでしょ

がありますが、これらけ

武力の行使の放棄を、 戦争と武力による威嚇 **県は戦力の不保持を宣言** 日本国憲法9条1項は

「の条文をおくというの 仮に9条の2として、 しています。この9条の Ŋ 米軍と一体、海外での軍事活動に、お墨付き、

安全を名目に個人の人権

の経験を踏まえ、 はありません。戦前・戦中 立を守る」といった規定 中に「我が国の平和と独

国家の

の軍拡合戦に陥り、軍事 歯止めがかからず他国と 立つと、

軍事力の拡大に

には力で」という発想に ない安全保障論です。「カ 注目し個人に視点をおか

う発想と、

国家にばかり

論は、「力には力で

が犠牲にされないよう留

う。そこでは、

福祉や教

優先の国家となるでしょ

を根拠に表現活動など人 すなわち 国家安全保障」 国の平和と独立を守る」、 意しているのです。 し自民改憲案では、「我が しか

> 軽視・抑圧されるのは必 育といった個人の人権が

目民改憲案)です。

「前条の規定は、我が国

兄が発表した「条文イメー

か2018年3月に自民

ン(たたき台素案)」(以下

権が制約される危険性が 憲法に自衛隊を明記す

にしたように、現在の自 連載の前回論稿が明らか 阐隊は海外で米国と 一緒

自民改憲4項目―9条への「自衛隊」明記 ことは、 のできる組織です。いま 憲法に自衛隊を明記する 海外で戦争ので

になって戦争や軍事活動

の72条3項に

一内閣総理

た「日本国憲法改正草案 党が2012年に発表し

歯止めを失います。 プーチン政権によるウ

国の友戦権は、見る認かないの、陸海空軍その他の戦力の 一部で声高に主張さ これらの議

憲法

人権の制約

紕制に服する。」

他方でその活動へ

法律の定めるところによ する。②自衛隊の行動は、

国会の承認その他の

総理大臣を最高の指揮監

内閣の首長たる内閣

『者とする自衛隊を保持

法律の定めるところによ ための実力組織として、 どることを妨げず、 めに必要な自衛の措置を 及び国民の安全を保つた の平和と独立を守り、

その

もあります。 ることには、

しかし、 賛成する声

ことで個人の人権を保障 現行憲法の 回権の登動たる歌事

9条の条文を軸装して宣伝してい

る、宇治市の「憲法九条を守る木幡

・六地蔵の会」

力の強化論や9条改憲論 核兵器の保有を含む軍事 クライナ攻撃を受けて、

とは国家権力を拘束する

いうまでもなく、

する法です

まえると、 いいます。

指揮監督権も専権事項と による自衛隊への最高の 閣議決定が不要と 内閣総理大臣 このことを踏

でしょうか。 危険すぎはしな (奥野恒久

首相「専権」に

自民改憲家

が必要です。 隊」という部分にも注意 の指揮監督者とする自衛 「内閣総理大臣を最高 実は、 自民

きる組織にお墨付きを与 説した自民党のQ&Aに とありました。これを解 大臣は、最高指揮官と₋ 国防軍を統括する」

できる『専権事項』」だと が、内閣(閣議)に諮らな 揮権」は「内閣総理大臣 いでも、自分一人で決定 よると、「国防軍の最高指

され、 国会で審議されなくなる す。軍事に関する問題が される可能性がありま の責任追及の対象から外 限ではないため、 さらには内閣の権 国会で

立憲主義を破壊する大

ありません。

憲法制定時に憲法担当

が答弁(1946年7 の金森徳次郎国務大臣

速な対処の必要性を理 の地震や津波等への讯 自民党は、 最大規模

事態条項を設けること 憲法に緊急

> る」ものです(芦部信喜 きな危険性をもってい

憲法(第7版)](20 19年、岩波書店>38

るように、

民主政治を

徹底させて国民の権利

改正案委員会)して 月15日衆議院帝国憲法

立憲主義憲

を改憲4項目の一つに 掲げ(特に、内閣による 立法権限の代替)、最近 コロナ禍を持ち

この項目を優

しようとし

豕緊急権を具体化する 緊急事態条項は、

規定で、 な教科書によれば、「戦 この国家緊急 憲法の代表的 恐慌・大規

楔な自然災害など、

国家権力が 立を維持するために、 は対処できない非常事 刀の集中と強化を図っ 憲法秩序を一時停止し て非常措置をとる権 の統治機構をもって 立憲的な 国家の存

されています

ており、

まで法律で対応

この立場から、

を濫用したことも指摘 ル憲法の緊急事態条項 立するのに、

ワイマー

立憲主義の破壊、人権保障の停止も

自民改憲4項目―緊急事態条項の創設

な原則である人

八権保障

内閣が立法権も行使

されるおそれが絶無と ことを口実として破壊

必要が

もう一つの不可欠

閣)に権力を集中させ、

担う執行権――行政権(内 法律を執行する役割を る権力分立を停止し 法の不可欠の原則であ

どんなに精緻な憲法を

非常という

しなければならない

処置は極力これを防止

政府の一存で行う 分擁護するために

感染症と自然災害に 強い日本を創ろう!! とも指摘され ました(濫用され 日本帝国憲法にはあり 「「外出複観や床業要請に伴う罰制規定など、 緊急事態条項は、 様々な法的措置を取るべきである」 「権限強化は行ったなしまであり、『必須紅 OMHUNE 「人権制約には、憲法上の議論も 必要になる」 国会の緊急対応は大丈夫か? たこ

するものであるから、

て危機を乗り切ろうと

法律で整備すればよ

その点を

られなかったのです。 うに完備しておくこと で必要な規定は、 起きれば臨時議会の召 埋由から意図的に設け が適当である、 から濫用 事態に対応する具体的 で対応し、同時に、緊急 参議院の緊急集会 の虞のな 平素

ません)。内閣による独

短期間とは限り

裁の危険が生じるとも

いえます。ドイツでヒ トラーが独裁体制を樹

です(なお、これらの停

の停止も伴いうるもの

事態条項を憲法に設け きな危険性をもつ緊急 の立場を変更して 日本国憲法のこ はな いえる VI

災害対策や感染症対策を理由に緊急

事態条項の創設を訴える、「美しい日 本の憲法をつくる国民の会」のビラ

憲法に緊急事態条項が必要

千葉県の教命教急センター長

「幕張メッセに臨時病院の設置を 計画したが、断念」 千葉県の法務担当者 「法律でやれない理由が多々ある」 憲法に緊急事態条項があれば 細かな調約をクリアできる

災害対策も新型コ うことになりま ょうか 倉田



て大量のCMを流し、 名タレントなどを動員 が豊富な資金を用い

論に不当な影響を及ぼす

票法の改正が昨年6月に を定めた憲法改正国民投 共通投票所の設置など

成立しました。 施行後3

憲法改正に賛成して」な

ます。「単位をあげるから 投票運動が禁止されてい

年をめどにCM規制など

の措置を講じるとした付

則をつけたことで立憲民 王党も賛成に回りまし

お金、と、CM、で改憲へ

立民の立場は「投票

憲法改正国民投票法

ておこう」という萎縮効 まうかもしれない。

タレントの「憲法改正い ので自由なのです。 地位利用だといわれてし

で改憲反対と話すことも のかは不明確です。「授業

教員の自由な言論、運動 果が働きます。公務員や

本格化させるべきではな

憲法改正に向けた議論を **丹改正を行わない限り、 冶にCM規制を盛り込む**

い」というものです。しか

しながら、維新は「今年の

を萎縮させる狙いがある

さらに、選挙運動では、

選挙の公正・公平を守る

ありません。豊富な資金 運動ではこうした規制が がありますが、国民投票 ため選挙運動の費用規制

改正がなされず国民投票

か行われたら大変なこと

国民民主も改憲原案の審

じしかけ、 自民、 公明、 参院選で国民投票を」

醸に前のめりです。国民

公票法は問題だらけで、

ることができます。「カネ 成の運動を有利に展開す 力にものをいわせ改憲賛

用規制がない 保する国民投票運動の費 が生じます。 で票を買う」という事態 公平性を担 のはきわめ

育の地位利用による国民

公務員や教育

規制に「抜け道_ 意見表明は自由

カイケンの内容

全くの自由です。改憲派 票の14日前からは禁止さ オにおけるCMは国民投 それ以前は

Mは全面禁止です 欧州では国民投票時のC 問題だらけの国民投票時のC 「明日の自由を守る若手弁護

CM

替成♡

投票心

らに、 なく、「意見表明運動」 憲法改正に賛成です」と す。有名タレントの「私は という「抜け道」がありま 「意見表明CM」は自由だ ことが危惧されます。 のCMは「勧誘運動」では れるのは「勧誘CM」で 14日前から禁止さ

れないのは当然でしょう どという地位利用が許さ

何が地位利用になる

を受けるでしょう。 流されれば、 止されるべきです。 した「意見表明CM」も禁 いね」とのCMが大量に 世論は影響 こう Ę

内外を問わず全面禁止と も放送における政治CM いうのが一般的です ロッパ諸国では、そもそ 最低投票率 国民投票時の

の規定なり

るとされるインター ける広告費を上回って その他、今や放送にお

これでよいのかといった 低投票率の定めがないが

いてよいのか、さらに、最

ト広告を野放しにしてお

たにすぎません。これ 50%で過半数の賛成では 国民の4分の1が賛成し 論点もあります。 人切な憲法が改正され 投票率

そして、テレビ・ラジ

民投票法は問題だらけな とにかく、 憲法改正国

よいのでしょうか。

(小松浩·立命館大学教

の要素を明記することに

地域的な一体性、

地勢等

口を基本とし、行政区画、

る法の下の平等(憲法14

投票におけ

を総合的に勘案」すると

いうものです。

徳島県と高知 鳥取県と島根

県で一つとされました。

だったかというと、 このような法改正が必要 合区」です。なぜ その

背景には「投票価値の平

議院議員選挙で最大5倍 12年、最高裁は参

ついてはとりわけ地元

ら説明していません。

「投票価値の平等」を維

めるにもかかわらず 響を及ぼす大きな問題が 会のあり方そのものに影 となります。こうした国

一院制のあり方まで問題

阮の関係はどうなるのか

門消のための改憲案を発 こで、自民党は「合区」 4県から大きな批判が出 やはり地元選出 ようです。 ないことの不

などの問題が指摘されています。

必要性なく、「法の下の平等」に反する

たと指摘されてしまうか **孵消するとまた違憲状態**

⑤「合区」解消のための改憲とは

両議院の議員の選挙について、選挙区を設けるときは、人口を基 本とし、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案して、選挙区及 び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものとする。参議院議員の

譲院議員選挙の各選挙区

区とする場合には、改選ごとに各選挙区において少なくとも一人を選挙すべ きものとすることができる。

選挙法の改正で対処すべ

疋めるか、議員

定数をど

これらは公職

選挙区をどのように

全部又は一部の選挙について、広域の地方公共団体のそれぞれの区域を選挙

前項に定めるもののほか、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙

表制と矛盾することにな 案は地域代表的性格を与 衆議院と参議 全国民の出 このよう 選出され

から導入されたもので

それに対する批判を

そのまま「合区」

4態だと指摘されたこと

れることなく持ち出され このことに

という根本原則に反する ばかりか「法の下の平等

必要性が認められない

憲法違反? 私学助成が

自民党の改憲4項目の

ない」としていることか その利用に供してはなら

これを支出し、

又は

むしろ、

公金を支

祭止されているというよ

法学教室』)からです

憲法学界の大勢の理

憲法上私学助成が

出する以上何の監督もと

私学助成が合憲なの

自民改憲4項目―教育環境の充実 Š い幼児教室に対する補助 が存在しました。 か違憲なのかという論争 しかし、幼稚園ではな

する解説はあるものの、 金を合憲とした判決に対

ために改憲が必要だ、

ではありません。 に違反する、

自民党は、

私学助成の

することそれ自体が憲法 私立学校に助成金を交付 というものです。つまり、 ないことは許されない

というもの

とする裁判所の判決(新 法89条などに違反しない 私立大学の建設のために 公金を支出することが憲

うことはありませんでし 判的な議論が起こるとい 日判決)に対し、学界で批 潟地裁1992年11月26

を受ける権利を有する」 に応じて、 ひとしく教育

こそ出せないはずです

自民党はそんなこと

が出せないなら、

軍事費

憲法違反が疑われて公金

ように、予算の優先順位 事費を増やし続けてきた

か政策的に低いからです。

れは憲法違反が理由だっ 民党政権です。そして、そ 抑制してきたのは歴代自 もそも私学助成の増額を 言っているのですが、

たのではなく、

他方で軍

は言いません。

岸田政権が「自助」の強

法26条1項が、「その能力

というのも、他方で、憲

請されており、 育制度の整備が憲法上要 と定めている以上、 一翼を担う私立学校は、 公教育の 公教

900億円の補助金が交 できる政策ですから、 変えなくて
 も十分に対応 **戍」にとって憲法がネッ** ジを見てみると、「私学助 必要なのかわかりません たけでも全体として約2 興助成法に基づき、大学 く改憲の理由になりませ れています。これだけだ 育環境の充実」が挙げら 的事情に左右されない教 一つとして、「家庭の経済 確かに、憲法学界では、 しかし、これは憲法を 自民党のホームペー 一見してなぜ改憲が 私立学校振 という

育の充実」は改憲などせず直

ことのようです。

クになっている、

の公の財産は、…公の支 憲法89条が「公金その他

付されています。

'n

実際に、

石しくは博愛の事業に対 配に属しない慈善、

補っている」(浦部法穂『憲

の足りない部分を私人が

助成や国公立大学運営費

憲などせずに直ちに私学 主義」を標榜するなら、改 制を捨てて「新しい資本

から改憲という自民党の す。「教育環境の充実」だ 交付金の増額をすべきで いってみれば、国の施策

教育

教育充実

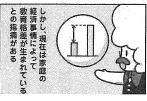


第8話 教育の充実









手法は、 (多田一路·立命館大学教 な理由をわざわざねつ造 チェック」が必要です。 する手法になっています。 ではないのに、 しょ」と国民を誤解させ し、「ほら、 て改憲の方向に世論誘導 改憲論にも「ファク 実は改憲が必要 改憲が必要で 必要そう

(自民党ホ たべ ジより)

教育の充実」に改憲が必要と主張する漫画



事態条項を盛り込もう 目民党は新型コロナウ イルスの感染拡大に便 安倍政権の末期から、 現憲法に緊急

法よりも

「緊急事態規

呼ばれる)を発動して

の主導によって数千 の戒厳下で軍隊・警察

第6章、

モデルに

緊急勅令による戒厳令

いわゆる「行政戒厳」と

府は憲法14条ではなく

作集2] の関与を回避し法律に 態条項の特徴は、国会 れる。こうした緊急事 社、2021年)といわ 定の宝庫」(『渡辺治著

どする改憲案を提唱し

めたかも感染拡大対策 ています。この提案は

によって、天皇制政府 代わる命令を出すこと 権利をはく奪すること か独断で国民の自由・

合義虎ら若き労働組合

が虐殺され、 に及ぶ朝鮮

そして川 ・中国人

古動家たちが亀戸署で

入杉栄のような無政府

王義者が憲兵によっ

めると思わせています の決め手として必要で

けました。 明治初年に廃止されて る報道規制を強化し、 して、外交・軍事に関す 制政府は緊急勅令を発 いた草稿検閲を義務づ 1894年)や、天皇 1928年

かならないのです。 医そうとする企てにほ

系急事態条項が含まれ

帝国憲法には多くの

へ権として緊急勅令大

戒厳大権

たとえば天皇

室づく専制体制に引き

戦前の帝国憲法に

八権尊重主義

維持法が改悪されたこ され無産政党が進出す には初めて男子普通選 筝による総選挙が実施 緊急勅令で治安

○緊急財政処分権(第

3条)、そして政府によ (第14条)、非常大権(第



自由・権利奪った専制体制への逆行

けなければなりませ

これこそい

があることに気をつ

そこには危険な狙

緊急事態条項が人権を抑圧した歴史

あります

日清戦争が勃発する

段を手に入れたことに を可能にする便利な手

に振り返れば、

日本国 歴史的

ます。 や復興のためではなく あったからです。 することにその狙い みなされた人々を排 制権力にとって脅威と 治安維持の名目で天皇 た被災民の迅速な救済 時の「行政戒厳」の発動 **関思い返す必要があい** 殺害された事実を今 甚大な被害にあっ というのもこの

れてはいけません 削除された歴史的意味 りと確立するために、 後に新しく日本国憲法 を制定するに際し れました。それ故、 一切の緊急事態条項が 、権尊重主義をし 私たちは決し うか

圧され、

遂行のために、

国民の

権利が大幅に禁 命さえ脅かさ

権力基盤の確保と戦争 よって、天皇制支配の 頃の恣意的な乱用に

こうした緊急事態多

出原政雄·同志社大学



ハラス

、法の下の平等(14 等に関する規定

な単位として

ます

担を強いるのではなく 性に仕事と家庭の二重負 企図するのであれば

長時間労働の是正などに

男性もケア

ワ

J両性の本質的平等(24 あります 財産の管理 。大日本帝 八の尊厳 制度で

惟や相続権を認められな また、この「家」 ほとんど無能力

国民を天皇中心

の国家体制に総動員する

念されます

また、

を目指したもので

はな

より

いうことです

自民党は、

や子どもを持たな

目由主義的な経済戦略に

エ

女性の活躍

結婚しな

が想定され

を担えるようにするべ

自民党の考え

社会的圧力の醸成が懸

から子を産み皇民に育て げる存在とされ 銃後で家を守りな でい

族」尊重がもたらす女性への

自民党が狙う「24条」の改変

社会保障が後退します

o

共助が強制され

ける性別役割分業が強固

護を押

女性に家

この構造がますま 強化されます

相互扶助義務に

婚支援事業を推進したり 法6条)を制定したり、 律(少子化社会対策基本 育てる責務を強調する法

認可促

の増設などに おきながら、

る特定の家族像の強制や 24条は、このように てきた「家

広律婚の特権に 心を否定す 家族の中

一等の尊

りさせるものであり、

定されているからです

した事実を踏まえ

育児に専念することが想

女性が

つ

向から対立

します

このように、24条改変は

24条の改変に固執 た。自民党の「日本

国憲法改正草案」では、

かけされないが代もあり ARTICLE CENT なこととがか、たとえまと さたととが、たとえまと LESTS, MESSEL SCHOOL COTES し日本の政権を担任した。 注の心は、世代の表につ more Problems それを変まてしまってい

expositions, seminonical alexage ist and with the property of the STREET, CAMBELL, AS WE VIEW TOUR TABLE AT 在某些对数数对点类似的。 ATM 在特别的 A

Color Therefore Indian Printed Indian

おはな水の変要をわた

24条とリプロダクティブ・

■● ヘルス/ライツ(たは知に)する

Marketon

こんなにさまざまに生活と関わってくる炎文だから 「24条変えさせないキャンペーン」は、 「強人の尊癡」を歌い、異性愛主義と性差別を強国にする

> 性議員の顔ぶ 目瞭然

こなっています。 成果を口が下口へ起きるかかに組みわかる

CLOSOBETT, REGRETARESCENCIA

要命を持ななを認させていてことが大のではないでしょうか。

24条とセクシュアル

贏る マイノリティ

(4)上的总统,产 F的作品安全产品包

経済な名なは多めましては得りかける warmer namerous and an atministration, at-Market A.C.O. Market C TIM. BURSPILES BREIT, TOUG

「家族・国家」と

おのの食物をかんとでは、 数なの気がかめでんかっとのの

会をから子孫まではわたり "家」を選択すべし、という "社 のできた。が国際を行ていてした。女性はちゃたが出とされ

る危険な策略です

法)・久保田茉莉

するリーフ。自民党改憲案は「個

厳を奪うもの」と批判しています

男女を旧弊な性役

男性支配を強化

ょう。 れを見ても

その内実を精査

しなけれ

沽躍を謳っ

ますが し女性の

の女性の活躍なのではな 子どもを産む機械と

かとの疑念が拭えませ

そのような女性の活

の下に何がある

自民党

いる女

く社会を標榜

女性が

成長戦略の道具や 自民党が奨励する

て取り上げられてきた 改憲論議のなかで継続 環境保護

定すべきかという問題が に関する条項を憲法に規

対策につい

憲法で環

必要です。

例えば左上に

なっているかにも注意が

策を充実させうる内容に

本当に環境政

実際に提示されて

釈によって環境権や国の

憲法13条や25条の解

の協力に期待するものに

かできるとしています。 ^境保全義務を導くこと

案の内実から、

このような背景や改憲

の規定を求める改憲論に

気候変動につい

者の間では懐疑的な見解

務ではなく責務(努力義

が有力です。

必要・有効でしょうか。

境条項を規定することは

法改正草案」25条の2で 掲載の自民党「日本国憲

国の環境保全に関す

この点について、

法・気候変動適応法が制 的な枠組みのもと、 パリ協定等の国際 日本

具の動機が含まれている

環境政策推進以外の

のではないかと推測され

環境保全の重要性

定・施行されています。パ リ協定が示す目標に沿う

は改憲論として受け入れ

は否定できず、

その点で

の温暖化は避けられない 2050年までに 2020年に政 られやすいことから、 のような改憲を契機に、 9条改憲など)が目指さ 反対のより大きな改憲

看数が増加するなど、

か激甚化し、 恢変動により、

を目指すと宣言し、 体としてゼロにすること 温室効果ガスの排出を全 **惣念されます。「試しに」** 抱き合わせ」で提示され ているのではないかと

につながらないと考えら

(環境保全の責務)

第二十五条の二 国は、国民と 協力して、国民が良好な環境を享 受することができるようにその 保全に努めなければならない。

(自由民主党「日本国憲法改正草案」より)



気候危機打開を求める運動が広がって いますが…(写真は3月25日に京都市 内で開催された気候マーチ)

ようになりました。 環境 の問題として感じられる 影響を及ぼすことが現実 私たちの暮らしに深刻な **児問題である気候変動が** 排出等による温暖化・気 保護政策が促進されると か国にあることを定める 保全する義務ないし責務 る改憲案は、憲法の規定 権利(環境権)を保障し、 で良好な環境を享有する このような改憲によっ 公害・環境被害に対 温室効果ガスの 良好な環境を この点に関す 熱中症搬送 豪雨災害 環境 抱き合わせ? 真摯さ欠く提案

する救済がすすみ、

いうものです

⑨ 気候変動と改憲

王張されてきました。

大学准教授 (石塚武志·龍谷

の表現活動を脅かすよ

ように、「この憲法は、

るものでは決してありま

の最高法規」

です。

題や改憲問題が頭に浮か んで「難しそう」「堅苦し 2021年10月に衆議院 い」「政治的だ」 憲法というと、 ですが、 9条問

> ことはできません。また うな法律を国会がつくる

私たちが学校教育を受け

いて政治も裁判も行われ

それらに基づ

ています。その最高法規

生活保護など福祉

条が信教の自由を、21条 政治は憲法に従ってなさ な仕組みを定めており、 や、衆議院の総選挙は「解 **冶律をつくる権限を授け** れなければなりません。 憲法は国の政治の基本的 ついてです。このように **での首相が国務大臣を任** か首相に指名されたのも るからです。 岸田文雄氏 という憲法54条1項があ 敵の日から40日以内に」 選挙が行われたのは、「衆 したのも憲法88条に基 という憲法45条 しかし、憲法20 41条で国会に

首相・国会議員が改憲煽る異常

憲法を簡単に変えてはいけない理由

担当者がその権力を濫用

政府など権力

ケルウェイン教授の調査

によると、各国の憲法を

しないよう縛り、

八権を保障するよう命じ

数の平均は2万十 英語に翻訳すると、

Ô 0 0

り」を緩めようと改憲を

に、権力担当者はその「縛

8語だそうです

日本は499

日本国憲法は基本的な

いるのです。

それだけ

利」を保障しているから 低限度の生活を営む権 教育を受ける権利を、25

るでしょう。

とりわけ口 他国の憲法

「健康で文化的な最

と比べ、条文数や単語数

の少ない憲法です。

入学のケネス・盛・

マッ

できるのも、

憲法26条が

安定性を損なうことにな

が頻繁に変わると、法的

サービスを受けることが

が表現の自由を保障して

ますから、

たとえば人

5

8 3 3 0 243 120 72

にしろ、

憲法という国の

質や改正内容を見る必要 それぞれの国の憲法の特 という声もありますが、

があるでしょう。

いずれ

7月の参院選で改選

20

3

8

5

0

0

0

選挙区

36

7

6

3

15

0

0

0

54

6

9

2

66議席になり *「国民民主・新緑風会」16人の内、国民民主党所属は12人のため ています。 う改めた 動があっ い」とい ここをこ う声と運

参議院会派別議員数

声

党 28

110

13

2

2

2

2

56

14

10

6

6

0

0

由民主 民 の

民

各派に属さない

自国

国

B

碧

ます

退させないか、慎重に点 り手厚く保障するものな 改憲が私たちの人権をよ 試みますが、そのような しなければなりません。 そもそも憲法改正 逆に人権保障を後 へ権を保障する 、々の側から ために、 挙法の改正で対応します。 挙権・被選挙権年齢の引 たとえば、 で具体化しているのです が行っていないのは変だ 回行っているのに、日本 事柄を定め、 他国が憲法改正を複数 トげを憲法改正で行いま 日本では公職選 ドイツでは選 詳細は法律

国会議員 る首相や られてい 憲法に縛 が本筋で 改正を煽 しょう。 て行うの のです。 学習し語っていきたいも 私たちが浮足立って「改 骨格を変えるのは大変な とがないよう、 憲ムード」に流されるこ クライナ危機」に乗じて 作業です。 (奥野恒久·龍谷 コロナや「ウ しっかり

敵基地攻撃能力の保有と「指揮統制機能等」も攻撃対象とすることを 求めた自民党の「提言」 専守防衛の考え方の下で、弾道ミサイル攻撃を含む わが国への武力攻撃に対する反撃能力 (counterstrike capabilities) を保有

イル基地に限定されるものではなく、相手国の指揮統制機能等も含むものとす

はな し、これらの攻撃を抑止し、対処する。反撃能力の対象範囲は、相手国のミサ

目民党などが「敵基地 にものの言い方を変え **西内であるかのような** めたかも専守防衛の節 する反撃能力を保有し けた提言」を発表しま 保障戦略等の策定に向 用語が使われています -ル攻撃を含むわ の武力攻撃に対 提言では、「弾道 これまで います。 という、 自民 先制攻撃も可能、まさに戦争への道

「反撃能力」~敵基地攻撃能力保有の危険性

さに日本が、相手国内で

能になるとすれば、

事力を持とうとするも ざらに大きな範囲の軍 論してきたものより、

円以上)にすることや

力強く持続可能な防

DP比2%以上(11%

在の2倍以上となるG

相手国の指揮

となども述べており 衛産業を構築」

に戦争に突入すること る私たちの命が本当に

新たな装備品の導入など

JSM(イメージ)

現に明らかになって

今こそ、唯一の戦争

極的な外交を行うこと の実現のために尽力す 兵器禁止条約に批准 社会をつくるために積 つ日本が憲法9条を世 被爆国である日本が核 核兵器のない世界 平和憲法をも 平和な国際

するとされて

「反撃能力」

」のイメージ (防衛省の射程圏外から攻撃できる「スタ ド ミサ

が何より求められて

(大河原壽貴弁護士)

本年4月26日、

撃能力の対象範囲は、

私たちの命が

がります 止力」の考え方は、 ようにするという て自国が攻められな 大きな軍事力を保有 軍拡競争に 防衛費を現

に限定されるものでは 相手国のミサイル基地

相手国の指揮統

前、自民党などが「敵基 する」とされており、従 制機能等も含むものと

うとするものです 戦争への道に進ませよ 日本を軍拡競争の道、 てウクライナへの侵略 除法や国連憲章に反 さらに、 ロシアが国 プーチン

撃ですら可能になって

中枢部への先制攻

しまうのです。

めた軍事による抑止力 では人々の命を守るこ を示唆して国際社会を

武器を保有するように

日本にい

それを可能にする

の先制攻撃を行う能力

相手国内

昨年の自民党総裁選挙

掲げていました。「新自由 目由主義からの転換」を 岸田文雄首相は「新

> 福祉、 2項は

社会保障及び公衆

「国は、

転換されたのか、 自助」の最優先が本当に 日本国憲法の観点からは 遅っていたりしますので 官義偉前首相の強調した が大事

策の実施を予定している

して積極的な社会経済政

活動の自由は規制される もの」でそのために経済

要です。

もちろん、

経済を適正

くということ

うな趣旨の経済政策が必 がありますから、 活」への支援となる場合 で文化的な最低限度の生 を応援することが、「健康 零細企業の場合は、

そのよ

を使う人によって意味が

定めています。

このことから、

最高裁

それ

「憲法は、

国の責務と

めなければならない」 衛生の向上及び増進に努

出させるような経済政策

が必要です。また、

足するなら、

それを吐き

王義」という言葉は、それ

活動が自由であることを 日本国憲法には、経済

不唆する条項があります。 公条1項の「職業選択の

康で文化的な最低限度の **産権の保障」です。** 0他方で、25条1項が「健 や29条1項の しか ₩ W

、企業、家計を応援してこそ

経済

活動を自由になしうると 保障しているので、 などの社会的な権利)を 生活を営む権利」(生存権

惟利を保障する範囲内で

憲法にもとづく経済政策とは

障の増進義務があるのに 的な権利の保障を無視し 社会福祉や社会保

定ぶりからすれば、

とができません。しか ための財源を生み出する 以上のような憲法の規

もしないと、 に回してい

社会保障の

しています。

- 2年11月22日)と判示 小売市場事件判決

のとなります。生活する それを低下させたりする 憲法の理念から外れるも ような経済政策の採用は 役割ですが、そこで、 にため込んでいる現在で あたりの塩梅は経済学の の財源があります。 大企業が内部留保を大見 社会的には十分にそ

この

とのくらしとは無関係に 依った経済政策か、 上のような憲法の理念に

ことができなければ、

もそもその人にとって自

優先する経済政策か いう問題になるのです 「経済を回す」ことだけを

2019

ないからです。「自助」 田な経済活動などあり得

大企業を応援するので 細企業や家計を はなく、中小家

策こそが、 応援する経済政

日本

の自己責任」という っていてもそれはあ 「十分な収入がなく

2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018

済財政諮問会議

(兆円)

450

400 350

300

250 200



2011

大企業の内部留保の推移

308.3 319.0 323.7 333.5 351.2 369.8 385.8

岸田首相は「新自由主義からの転換

を掲げていますが…

政策です。

軍事

ふさわしい経済 国憲法の理念に

費の増額など

もっ

てのほかで

(多田一路·立命

館大学教授

けしていることによって

社会保障などの財源が不

もし大企業が自由な経

な憲法が示す指針に逆行

経済政策は、

以上のよう

します

のことです。

さらに25条社会

済活動を謳歌してぼろ像

要ありません。

うするかが問題となりま の裁判官の任命方式をど

維新の「憲法改正原

発表し、 いては、 的な改憲案は、 年に「憲法改正原案」を 所です。 **優化②道州制③憲法裁判** 公約に掲げました。具体 維新の会は、20 21年総選挙にお 憲法「改正」を ①教育無

を受けられないという事 おり、 利を有する」

と規定して り、その能力に応じて、 しょう。 児教育や高等教育は有償 す。幼児教育、高等教育 **るどころか、むしろその** です。高等教育の無償化 態があってはならないの ひとしく教育を受ける権 律の定めるところによ 頃は、「すべて 国民は、 法 定していることの「反対 坦において、「義務教育は、 の無償化に憲法改正は必 趣旨を具体化するもので は憲法26条の趣旨に反す に」と「解釈」するので 解釈」として、維新は、「幼 これを無償とする」と規 教育の無償化について 日本国憲法が26条2 経済的理由で教育 しかし、 26 条 1

> 衛隊明記」提案、改憲・壊憲の先兵に 日本維新の会の改憲論

れば、 には、 決が出るなどといわれま す。憲法裁判所を導入す あると考えられていま いては、憲法学説上一般 憲法裁判所の設置につ 審で審査することと スピーディーに判 憲法専門の裁判官 憲法裁判所

せん。 退をもたらす恐れがあり 体の社会保障、教育の後 財源、権限を奪い、 住民に身近な自治体から 憲法改正の必要はありま といえ、道州制の導入に ていれば憲法に反しない 体」としての性質を有し に合致する「地方公共団 考えています。それゆえ、 府県の廃止、 立法政策の問題で、 府県と市町村の2層制は 法学説は、 **追州が「地方自治の本旨** 人は憲法上許容されると しかし、道州制は、 憲法改正が必要で 一般に、 ついては、 道州制の導 基礎的自治 州都 都道 都道

維新 9条に 自衛隊明記

単拡や「核共有」の議論の 憲法改定の条文イメ 法9条に自衛隊を明記する 日本維新の会は18日、憲 とする政党や有職者(憲法 配者会見で、 ついて、「自衛隊を遵憲 藤田文武幹事長は同日の 改憲の必要性

核共有も公約

などを明記する方向で いるなかで、 DP(国内総生産)

を保持する」と配していま 実力組織としての自衛隊 必要がある」と説明。憲法 衛能力」 政策に関わって、「積極防 製体策(築)として、 審査会に議論を提起すると した主張の根拠を解消する あわせて、党の安全保障 の整備のための

8項目を提示。藤田氏は

記載する方向で文言を調 を進めている」と語りまし 整中だ。具体案として議論 「維新八策(選挙公約)

の規定の見直し一など全 る「必要最小限」に限ると ④「廖守防衛」の定義にあ 大抑止に関する議論の開始 の拡充③核共有を含む拡 離ミサイル等新たな装備 憲案を発表しました。 言っています。

の防衛費の増額②中

(小松浩·立命館大学教

うが、 とになります。 れることが危惧されま ディーに合憲判決が下さ 憲判決ではなく、 ディーに出されるでしょ 憲判決を下すとは考えに 民党が提出した法律に違 任命することとなり、 は多数派である自民党が 任命するとすれば現状で 案」によれば、「衆議院、参 を果たしています。 直しなどを掲げるとい 限」に限るとの規定の見 の定義にある「必要最小 を含む拡大抑止に関する 参院選の公約に、①GD 条に自衛隊を明記する改 違憲審査権が奪われるこ にして終審の裁判所で、 を行使することができま 審、2審でも違憲審査権 くいです。判決はスピー 議院それぞれの多数派が れぞれ4人を任命する」 議院及び最高裁判所がそ 議論の開始④「専守防衛」 額②中距離ミサイル等新 たな装備の拡充③核共有 しも改憲案を提出すると とされており、衆議院、参 ・審、2審の裁判所から 比2%への防衛費の増 維新は、この5月に9 また、現状では、 緊急事態条項につい スピーディー 維新は、まさに、 憲法裁判所は1 壊憲の先兵の役割 さらに、 スピー ーな違 4

盛新いの 「むことを報じる「しんぶん赤旗」(5月19日付) 「会が参院選公約に、9条への自衛隊明記や「核共有」議論の開始などを

いることを明らか

「国民民主党」は、「立憲主義と国民主権・基本的 大権・平和主義を断固と 人権・平和主義を断固と 人権・平和主義を断固と 大権・平和主義を断固と 大権・平和主義を断固と 大権・平和と核兵器廃絶を目 が続いるを宣言して が穏健な内容を宣言して いました。

では、 のけた論点整理」では、 の緊急事態条項の創設② の緊急事態条項の創設② では、自 では、自 では、自 では、自 を入れる―と、強力に憲 き入れる―と、強力に憲 される―と、強力に憲 がで目指すものに変貌し 化を目指すものに変貌し

きる必要があるといいま いては、(A)他国か については、(A)他国か については、(A)他国か の攻撃された場合(C)大 の攻撃された場合(C)大 の変撃症が拡大した場合(D) 緊急時に行政府が機能で 緊急時に行政府が機能で

しかし、まず(C)大災害や(D)感染症の蔓延ですが、災害に関しては災害対策基本法を基本として、火山の噴火、地震、準波、原子力災害など発達原因ごとに法律や特別生原因ごとに法律や特別ます。従って、法律の充ます。従って、法律の充ます。従って、法律の充ます。従って、法律の充ます。従って、法律の充ます。従って、法律の充ます。従って、法律の充ます。

る必要があるといいます。 条項により憲法を停止す 攻撃の場合や(B)テロ・ 題の最小化で対応できま ることはありません。よ 避けられません。その争 の努力が先です。例えば、 は外交で相手国との交渉 せん。まず紛争に際して が攻撃することはありま 内乱の場合に、 いかなる国も境界争いは 刀で奪取するなどの軍事 がすべて武力衝突とな まして尖閣諸島を武 前触れなく他国 現状維持か問 緊急事態

は、 さらに憲法9条は日本を 分の国は自分で守らなけ 国は日本を守らない、 指すものです。 き入れは9条無効化を目 ているので、 増強を推し進めようとし 内実をもっています。 抑制やコントロ れるとまでいいます。 守らない、武器を持って ればならないといいます。 いないと却って攻め込ま 自国を守る軍事力の 同党は軍事費を増や イザというときに米 その 自衛隊の書 同党代表 危険な 行動 ルが必

す。 います。 す。 を招くことは、 からです。国同士も、話 銃の保持が許されている の銃乱射事件が証明し の増強が武力行使の誘惑 力均衡は簡単に破綻しま 除く努力のほうが大切で を持つことなど不可能で どの国よりも強大な武力 ようとします。 も武力での解決に依存し 外交的に解決できること 図りますし、そうなると て互いに軍事力の増強を り強い武力を持とうとし し合いを絶つと、相手よ 原因となっています。 拡大がアジアの緊張の それより、 抑止を高める―武器 在日米軍基地の強化 米中緊張を取り 銃乱射事件は、 抑止という危 外交力を アメリカ しかし、

いものです。
国民民主党の憲法改正

軍事大国化」を目指すものに

14 国民民主党の憲法「改正」論

改憲右翼団体「日本会議」のフロント組織

どが開いた集会で発言する、国民民主党の

・郎代表(国民民主党ホームページより)

「美しい日本の憲法をつくる国民の会」

が危険」玉木代表が第24回公開憲法フォーラムで挨拶

・自衛隊を憲法に

(奥村一彦弁護士)

認める規定を憲法に新 防ぐことが理由とされ 参議院の議員が不在に 設することが主張され 国会議員の任期延長を 選挙ができないときに ができなくなる事態を 」により衆議院または 閉会した国会憲法案 た。解散や任期満 議会の意思決定 緊急事態で 改憲派の与 現行制度上

会中緊急の必要があれ とされていますが、 えとしています(54条 開くことで緊急時の備 ば参議院の緊急集会を の場合を規定していま に国会を召集すること 可提があったと考える 制定当時の議論もその と解釈することができ よる場合を含んでいる 又言は衆議院の「解散」 ことができます。そし もちろん解釈)、 して緊急集会を開くこ 、2項)。なお、同条の 当然任期満了に 憲法 国会議員の任期延長について自民党が示してい

権力の暴走許す危険性が

も緊急の備えは設けら

選挙の日から30日以内 以内に総選挙を行い、 議院解散の日から40日 れています。憲法は、衆

表する選挙された議員

(最終回)緊急事態における議員の任期延長

挙の適正な実施が困難であると認めるとき 各議院の出席議員の三分の二以上 とができる

場合、 票/57条1項)などが 投票する制度(繰延投 とになります。 れる事態は生じないこ 全に国会の機能が失わ あります。 を行うことができない でも、天災などで投票 さらに、 別期日に改めて 公職選挙法

票制度の拡充等の対策 う事態(法制度を支え 議会が機能しないとい る立法事実)は、そもそ 長期間選挙ができず、 以上の諸制度を前提 さらに不在者投 全国的に

選挙は重要性を増しま 恐れが高まりますから ように、 権力による人権侵害の コロナ禍で体験した 緊急事態こそ

能とするわけですから 奪ってしまいます。 会を通じて内閣を監視 権力の暴走に歯止めを の政令で人権制限を可 急事態条項案は、 する(66条3項)機会を なくなります。 かける機会がまったく の法律によらず、内閣 43条)」を選出し、 さらに、自民党の竪 国会

起きたことは、歴史の教 訓とすべきだと思いま 田に、衆議院の任期を 緊迫した内外情勢を理 太平洋戦争の開戦が (白土哲也弁護士)

る条文イメージ(たたき台素案)

とができますから、

られます も想定しにくいと考え

的に偏りがあり、 があったかは疑問です トでも感染状況は地域 に選挙ができない状況 対策を採っても全国的 例えば、 緊急事態宣言下の 感染

ります。 者として「全国民を代 弊害を考える必要があ 埋由に選挙を行わない す。その時に選挙を停 都知事選挙は実施され せれば、 むしろ、緊急事態を 国民が主権